# **聞**分災職業病

### 関西労働者安全センター

2008.1.10発行〈通巻第375号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



●東京電力に損害賠償を求める長尾光明氏の原発裁判が結審 2
●補償制度問題を討論 アジアでの取り組みも急務
国際アスベスト会議 in Yokohama 7
●アスベスト報道ダイジェスト2008年12月11
●韓国からのニュース ······12
●前線から ·······14
胸膜プラークも補償対象に!患者と家族の会規約改正 東京/
わずかに足りない!?時間外労働 小学校教頭の脳出血審査請求
へ 大阪/労保審査会が労働者性で取消裁決 トラック持ち込
み運転手 中央/制度を知らずに時効 派遣会社の弊害 大阪

# 東京電力に損害賠償を求める長尾光明氏の原発裁判が結審

## ≡判決は3月28日≡

東京電力福島第一原発などでの放射線被曝が原因で多発性骨髄腫を発症し労災認定された配管技術者・長尾光明氏が、原子力損害賠償法 (原賠法) に基づいて東京電力に対して損害賠償を求めた裁判が昨年12月7日に結審し、3月28日午後1時10分に東京地裁527号法廷で判決が言い渡されることになった。

この裁判は原発被災労働者が電力会社の 責任を問うた裁判では、故岩佐嘉寿幸氏が 日本原子力発電を相手取って行った裁判に 次いで2番目のものであり、労災認定を受け た事案としては初めてである。

原子力損害の責任集中を定めた原賠法は 原子力事業者の無過失責任を規定しており、 すでに労災認定され因果関係が確定してい るために当然、早期決着すべきものだった。 しかし、被告東京電力は長尾氏が多発性骨 髄腫を発症したこと自体を争うため御用学 者にウソ八百を並べさせるなど徹底抗戦し たため、2004年10月7日の提訴から丸3年 も経過しての結審となった。

最終弁論にむけて提出された原告最終準備書面は東京電力の責任を余すところなく明らかにする弁護団の力作であり、結審の法廷では長尾氏の最終意見陳述書を鈴木篤弁護団長が朗読した。

#### 本当に悔しい

最終弁論に向け長尾氏は病床からメッセージを送った。

2007年12月7日 最終意見陳述書

東京地方裁判所 御中

長尾 光明

- 1 私は、1997年10月から1982年1月まで、 東京電力福島第1原子力発電所等において 配管工事に従事し、大量の放射線被曝を受 けました。1998年に第3頸椎と左鎖骨の2カ 所に病的骨折が見つかり、多発性骨髄腫と の確定診断を受けました。それ以後、抗がん 剤などの治療を受け、身体のしびれ、耳鳴 り、頭痛などに苦しみながらも、小康状態を 保ってきました。ところが、今年10月頃か ら右鎖骨辺りにも痛みが出てきました。調 べてもらったところ、左鎖骨のときと同じ ように骨が解け、骨髄腫ができていると聞 きました。
- 2 私の多発性骨髄腫の原因は当時の放射線被曝にあります。



右から鈴木篤弁護団長、長尾光明氏、今給黎泰弘 弁護士(2006年4月6日 原告本人尋問後の集会)

千舟病院の高橋哲也先生や兵庫医大の専門医に診てもらい、私が多発性骨髄腫であることが分かりました。阪南中央病院の村田三郎先生にも診てもらって、放射線被曝が原因であることを証明してもらいました。国においても、私が多発性骨髄腫にかかっていて、放射線被曝が原因であることが認定され、労災として認められています。

3 ところが、裁判では、東京電力はこれを 不当に争い、清水一之医師がその企みに手 を貸し、私が多発性骨髄腫ではないと主張 してきました。私を診察したこともない清 水医師が私の病名を決め、はては外国の医 師の威を借りてまでして、東京電力の責任 回避のために協力したことは、病に苦しむ 患者を助けるべき医師として失格だと思い ます。清水医師にそのような協力をさせた 東京電力については、もっと許すことがで きません。

私が働いていた当時にアルファ核種という放射性物質が大量に放出されていたことを後で知りました。東京電力は長い間そう

した事実を隠してきましたし、いまだに認めようとはしません。裁判における東電の姿勢は、自分たちに都合の悪いものは事実をまげてでも隠そうとするもので、情報隠しとまったく同じものだと思います。

4 原子力発電所での仕事は本当 に苦しいものでしたが、私は精一 杯働いてきました。その結果が多 発性骨髄腫です。もし原発で働く ことがなかったら、今のような苦

しみを背負うこともなかったと思うと、本 当に悔しくてなりません。

私は現在、病床にあって、法廷で意見を述べることはできませんが、裁判官におかれましては、日本の原子力発電所の暗闇を照らすような判決を下されることを切に願います。

以上。

#### 労災認定そして提訴

長尾氏(大阪市在住)は、1977年10月から1982年1月までの4年3ヶ月間原子力発電所の定検工事に従事し放射線に被曝した。定年退職から8年後の1994年頃から首の痛みがはじまり、1998年には第3頸椎病的骨折のために手術を受け「多発性骨髄腫」診断された。2002年11月8日、原因は放射線被曝だとして福島県富岡労基署に労災請求を行った。

「多発性骨髄腫」は白血病と同様に放射線と関連のある疾患とされ、白血病に類似し

た骨髄の腫瘍。長尾さんの場合、白血病の労 災認定基準と比較すると3倍以上の被曝を していることや福島第1原発でα核種(ウ ラン、プルトニウムなど)による激しい汚染 があった時期に作業をしていることなどか ら被曝労働との関連は明かとみられた。

労災認定に向けて「長尾光明さんの労災認定をかちとる会」が結成され、全国署名や厚生労働省交渉が取り組まれた。その結果、2004年1月には業務上疾病として認定された。多発性骨髄腫は認定基準上の例示疾病ではなく、しかも日本で初めての労災認定事例となった。厚生労働省は富岡労基署からのりん何を受けて専門家検討会を招集、疫学証拠や確定診断の検討などを経て業務上との判断を下したのだった。

労災認定を受けて長尾氏は全造船よこは まシティユニオンに加盟し、元請(労災事業 主証明企業)である東芝、直接雇用者である 石川島プラント建設(IPC)、東京電力に 対して慰謝料など労災上積み補償について 話し合いを申し入れた。

しかし、各社とも誠意のある対応が全くなく、やむなく損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。

原子力損害について原賠法という特別法によって事業者に責任を集中しており、労働災害についても原発を所有し運用している電力会社が損害賠償の当事者になることになっている。しかも、迅速確実な補償を行うために過失の有無を問題にせず因果関係の存在をもって賠償を行うという「無過失責任」が規定されている。

そのため、長尾氏は東京電力を被告とし

て提訴することになった。

提訴に合わせ「労災認定をかちとる会」を もとに「東京電力を告発する長尾光明さん の原発裁判を支援する会」が結成された。こ うして、被曝労働によって発症した多発性 骨髄腫の賠償を求めた初めての損害賠償裁 判が始まったのである。

#### 東電大バクチ崩壊

裁判で被告東京電力が力を注いだのは、 長尾氏の多発性骨髄腫が別の疾患であり 「そもそも誤診だ」という主張である。

東電はそのために多発性骨髄腫の「権威」とされる清水一之医師を登場させて、再三意見書を提出、長尾さんが別の病気だとの主張を繰り返した。

医学的に細かい話であるのでここでは省略せざるを得ないが、清水医師は、診断基準を恣意的に引用し、多発性骨髄腫の典型症状である骨融解を意図的に無視し、さらには、あろうことか、知り合いの海外の「権威」に裁判上の論争であることを隠して私信メールを送り、自己に都合の良い返信メールを受け取り、これを証拠として裁判所に提出するという、まさになりふり構わない行動をとった。

長尾さんは、結審直前の最近になって、右 鎖骨にも骨融解が起こり病勢はますます悪 化している。

頸椎、左鎖骨、側頭部とすでに3箇所に骨融解が発生し、各種の検査所見も複数の診断基準を満たすものであり、厚労省の専門検討会が判断したように確定診断に問題は

まったくない。

右鎖骨の骨融解は、すなわち、4か所目であり、東京電力の清水一之という御用学者を使っての大バクチはここに完全にトドメを刺されたということができる。

#### 因果関係は明らか

長尾さんの労災認定はたやすいものでは なかった。

長尾さんは大阪市内の労基署に労災請求の相談をかけたことがあった。このとき、相談にあたった署員から労災は無理だと冷たく突き放されたという。結局、長尾さんは反原発運動を進める市民団体に連絡して労災請求にこぎつける。支援活動はこのときから始まるのだが、厚労省は専門家検討会で慎重協議の姿勢を示し、医学的立証を含めて多くの仲間の努力が労災認定となって結実した。専門家検討会の結論は、今日までの多発性骨髄腫と放射線ばく露に関する疫学証拠に照らして妥当なものといえた。

ところが、労災認定をみた東京電力は次 のようにコメントして、労災発生について の責任を認めようとしなかった。

「労働者災害補償保険制度における電離放射線に係わる疾病の認定については、直接的な因果関係が明らかでなくても、労働者救済という観点に基づいて認定されることがあると理解している。」

しかし、厚労省の労災認定は医学的因果 関係の判断を基礎にして行われており、「労働者救済という観点に基づ」く余地はあり 得ない。東電のコメントは、原発の現場での 労災発生をなんとしても認めたくないとい う国策企業の本音が表現されたものだった。

裁判においては様々な証拠を持ち出して、 多発性骨髄腫と放射線被曝との関連を否定 しようと躍起になったが、所詮は時間の無 駄以外の何物でもなかった。

ちなみに海外では、たとえば英米仏のように既に多発性骨髄腫と被曝との因果関係 の存在は当然の前提として、被災者の救済 の方途が取られている。

#### 東電を許すな!

原発推進政策のもとでは被曝労働は避けられない。しかし、発生させた労災に責任を とろうとしない企業に事業を行う資格はない。 政府も同様である。

「誤診だ」「因果関係はない」という無茶苦茶な主張と合わせて、「原告の損害賠償請求権は時効で消滅している」と東電は裁判で主張した。

一般的に、労災に関して企業に損害賠償を請求する権利に関する消滅時効については、民法176条に規定されている債権に関する時効10年が適用される。労災責任について吸収した原賠法においても労災については10年が適用されるのは当然である。ところが、東電は民法724条の不法行為に基づく損害に関する時効3年が適用され、さらに、時効の起算点は発症時点の1998年に頸椎が病的骨折を起こしたときだと主張した。長尾氏の損害賠償権はもともと時効で消滅しているというのである。

しかし、労災の賠償責任が原賠法に集中

したからといって、もともとの時効期間が 短くなるはずもなく、原賠法立法時の議論 をみてもこのことは明かなのである。放射 線被曝による多発性骨髄腫のような因果関 係の認識、判断が難しい場合は、時効の起算 点は労災認定時とされるべきである。当然、 弁護団はそのような主張を行ってきた。

原発の歴史は事故隠しと偽装の歴史であり、中越沖地震で運転再開の目途がまったくない東電柏崎原発にみるように地震国の不安が現実のものとなっている。そのなかで政府は今、青森県六ヶ所村再処理工場を本格稼働させようというところまできている。原発推進政策がこのまま継続されれば、本当にとんでもないツケを将来に残すこと

になることは明かだ。

そうした中で、労働者被曝はさらに増加 し、被災労働者がさらに生み出されていか ざるを得ない。

東京電力は原発推進の中心企業であるが、 この東電が長尾原発裁判でみせた姿勢は、 到底許されないものである。いわば、現在の 理不尽きわまりない原発推進政策を象徴し ているといえる。

つまり、長尾原発裁判によって東電が裁 かれる意味は、ただ、長尾さんの被害の責任 を明らかにすることに止まらないものがあ るといえるのである。

長尾原発裁判に多くの皆さんの注目をお 願いしたい。

## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

#### 主な内容

第1章 頸肩腕障害とはどんな疾病か

第2章 2つの事例について

まるでドラマのような展開

第3章 さらに頸肩腕障害に踏み込む

第4章 診断と治療

第5章 労災請求手続きの概要

第6章 意見書作成のポイント

第7章 医師意見書例、認定事例

第8章 なぜ、いま頸肩腕障害なのか

日本ならびに世界の動向を見

据えつつ

編集 労働者住民医療機関連絡会議 全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626

(http://www. atworx. co. jp/works/pub/28. html)

体裁 A 5 判・290 ページ・ソフトカバー

定価 1,995円(本体1,900円+税)

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労 災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生 センター・NPOの実践的経験、労災申請の ための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関 心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労 組関係者などの必携マニュアル。

# 補償制度問題を討論アジアでの取り組みも急務

#### 国際アスベスト会議 in Yokohama



横浜宣言を読み上げる中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員ら

2007年11月23-24日、石綿対策全国連絡会議の20周年記念行事として、「すべてのアスベスト被害者・家族に公正・平等な補償を求める国際アスベスト会議」が横浜で開かれた。

2005年夏の「クボタ・ショック」と呼ばれるクボタによるアスベスト被害報道のはるか以前、メディアがアスベスト問題を取り上げて「アスベスト・パニック」または学校での吹付けアスベスト問題が注目を集めたことから「学校パニック」と言われた1987年に、アスベスト問題に関心を持つ、労組、市民団体、様々な分野の専門家、個人らによって石綿対策全国連絡会議は結成された。以来、たて割り行政で対策の進まない国に対して、初めて石綿対策について政策提言を行ない、「パニック」がおさまりアスベスト間題が注目されることがなくなろうとも、ノンアスベスト社会を実現すべく地道に活

動を続けてきた。

そして、「クボタ・ショック」により国が アスベスト対策の緊急性を改めて認識した とき、長年蓄積してきた知識と運動の力で、 政府に有効な提言を行ない、政府の対策を より良いものにするために献身した。そう いった活動が評価され、2007年10月には第 13回日韓国際環境賞を受賞した。そして今 回開かれた石綿対策全国連の20周年記念の 国際会議は「すべてのアスベスト被害者・家 族に公正・平等な補償を求める一」と銘打た れた。

#### 各国の補償制度を紹介

国際会議には、11カ国から約380人が参加、 アスベスト被害者への補償制度の検証と公 正・平等な補償の実現が主なテーマにすえ られ、日本の経験より以前に環境被害問題 の経験がある国々からの報告があった。

アスベスト問題先進国のイギリス、フランス、ベルギー、オランダのアスベスト補償制度が紹介され、それぞれの問題点についても報告された。ベルギーからの発表者、エリック・ジョンクヒア氏は、父親がエタニット会社の技術者で工場近隣に家族で居住し、父、母、弟を亡くし、またもう一人の弟も中皮腫

で療養中、自身も胸膜プラークがあるという被害者であった。家族でアスベスト被災者協会を設立し、アスベスト被害を訴える活動を続け、昨年アスベスト被害者に補償する国の基金が創設された経緯を語ったが、この法案が完全なものにはほど遠く、すべての被害者を考慮するにはいたっていないと語った。

それぞれの国の補償制度の特徴の報告は、 すべての被害者を補償する制度を考えるに 当たって、非常に参考になった。また、議論 にもなったが、胸膜プラークに対する補償



カン・トンムク博士(釜山国立大学)



エリック・ジョンクヒア氏 (ベルギーアスベスト被災者協会)

というのは、まだまだほとんど制度がない状態であった。

#### アスベスト使用が増えるアジア諸国

日本の「クボタ・ショック」に関して、行 政などの情報公開の重要性を指摘した大阪 府立公衆衛生研究所の熊谷信二氏の報告、 クボタ内部での疫学調査の必要性を指摘し た車谷典男奈良県立医大教授の報告の他に、 イタリアのカサルのアスベストセメントエ 場の労働者や周辺居住者の調査研究の報告 があり、韓国からは、釜山のアスベスト織物 工場の中皮腫患者の調査を行なったカン・ トンムク釜山国立大学医学部博士や韓国の 環境団体のチェ・イェヨン氏が釜山での環 境被害問題について報告した。釜山で労働 者や住民に被害を出したと見られる第一化 学はニチアスが日本での生産中止後に出資 した会社であったことなど、たいへん興味 深い話であった。また、香港労働者健康セン ターのカレン・ロフィ・ユリン氏は香港での



中皮腫キャンペーンや中国の状況を紹介、 労災被災者の権利ためのアジア・ネット ワークのサンジ・パンディタ氏は増えるア ジアでのアスベスト使用とアスベスト推進 のために意図的にアスベストの誤情報を流 すキャンペーンがカナダ関連企業によって 行なわれている実態などを報告、アジアで のアスベスト対策が急務であると実感され た。 また、中皮腫登録制度が開始される という報告がその創設に関わる医師からあった。制度としては登録者から広く症例を集め、中皮腫の病理診断を確立することに重きを置く制度という印象だった。会場からは、病理診断、治療法の確立も重要ではあるが、集まった症例を元に疫学調査も行ない、被害実態を知るためにも活用できる制度にしてほしいなどの発言があった。

事務局長の古谷杉郎氏の発言で、「20周年ですが、(日本がアスベスト禁止とするまで)20年もかかったということ。アスベストを使用する国には、これを何年か、もっと短い期間でやってもらいたい」という旨の発言をしたが、今回の会議、補償制度の問題などに加えて、アジアでのアスベスト使用の増加など、国を超えて取り組まなけばならない課題などを再確認した会議であった。

## すべてのアスベスト被害者・家族に公正・平等な補償を求める2007年横浜宣言

ほとんどの先進工業国が何年も前にアスベストの使用を中止したにも関わらず、日本がそうしたのはごく最近になってからである。この遅れのツケが、いま出現しつつある日本におけるアスベスト関連疾患の流行として、はっきりと現れている。

2005年夏、クボタ旧神崎工場(兵庫県尼崎市)の多数の労働者がアスベスト関連疾患で死亡し、工場周辺に住んでいた住民もアスベストによるがんである中皮腫に罹患していることが明らかにされた。今日までに、神崎工場の労働者におけるアスベスト関連疾患被害者数は150名を超え、130名を超える近隣住民の中皮腫事例が確認されている。尼崎市におけるクボタのアスベスト曝露の影響はいま始まったところであり、日本のほかの場所でも住民アスベスト被害が報告されつつある。これまでアスベストの危険性について知らされることのなかった被害

者、家族、影響を受けた住民たちが団結し、労働組合や市民団体、その他の団体・個人と協力 して、被害者に正義を実現させるための取り組みが始まった。

日本においてこのような悲惨な結果をもたらした、致死的なアスベストへの曝露について弁 解の余地はない。アスベストの危険性は、そのような曝露が起こる前からよく知られていたの である。いま進行中の日本の疾病や死亡の流行は、完全に避けることができたはずのもので あった。同様の惨事が、世界の別の場所で起こることは阻止しなければならない。アスベスト 問題に対するキャンペーンに献身してきた石綿対策全国連絡会議(BANJAAN)は、2007 年 11 月 23 - 24 日、横浜において、その 20 周年記念行事の一環として 2007 年国際アスベスト 会議を開催した。

われわれーこの会議に参加した11か国からの380名の参加者ーは、以下のことを確認する。

- アスベストはたんなる労働問題ではない。様々な国際機関、各国の政府及び市民社会に よる、迅速かつ総合的な取り組みが必要な緊急の公衆衛生問題である。
- --- すべての国において、環境曝露による被害者や労働者の家族等を含め、すべてのアスベ スト被害者とその家族に、公正な補償が行なわれるべきである。
- ――治療対策、アスベスト関連の諸規制や補償手続きに関するあらゆる議論に、アスベスト 被害者とその家族の関与が確保されなければならない。
- ―― 人類を救うために、迅速な世界規模でのアスベスト禁止が最優先課題とされなければな らない。

われわれは、すべてのアスベスト被害者のために上記の諸権利を獲得するために全力を尽く すとともに、協力してアスベストのない社会を実現していくことを、宣言する。

2007年11月24日

## アスベストショック クボタショックから2年

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会 2007.6.30~7.1

爆発! 拡大するアスベスト被害 クボタショックから2年、そして、これから… 格差と隙間のない補償と救済、 アスベストのない社会の実現をめざし、 被害者と支援者の思いがつながった。

編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会 発行 アットワークス (http://www.atworx.co.jp/) 体裁 A 5 判・200 ページ・ソフトカバー 定価 1,470円(本体1,400円+税) \*センター会員の方は1260円(送料込み)で購入い

ただけます。会員と明記の上お申し込みください。

### アスベスト報道ダイジェスト 2007年12月

- 12/3 中皮腫・じん肺・アスベストセンターは05-06年度に石綿労災として認定された事例と、石綿健康被害救済法で時効救済された計3478人分のデータを情報開示請求で入手、これまで知られていない事業所が520カ所以上に上ることが判明。厚生労働省は、05年に労災発生の事業所名を公表したが、その後は公表していない。
- 12/4 中皮腫や肺がんなどアスベスト関連がんが発生した事業所名を厚生労働省が非公表にしている問題で、舛添要一厚労相は閣議後の記者会見で「できるだけ早く公表するよう指示した」と述べ、参院厚生労働委員会ではも「なんとか来年春までとの思いでやっていきたい」と答弁。

05-06 年度にアスベスによる労災や時効救済が認定された事業所情報の中に、沖縄県や神奈川県の米軍基地で働く労働者を事業主として雇用した防衛省の施設とデータが含まれていることが分かった。防衛省は同期間、労災申請時に必要な事業主証明を計79人分発行したことを認めた。

大分県日田市内で石綿関連疾患で労災認定された3人のうち2人は「木材、木製品製造業」の分野で今年3月に初認定されたことが分かった。同問題に取り組んでいる川崎邦輔市議は5日開会の定例市議会一般質問で、被害実態把握と市民の健康調査を市当局に促す方針。

- 12/5 アスベストを使った施設へ早期に実態調査を行う政府方針にもかかわらず、国土交通省が床面積1000平方メートル未満の民間建築物の調査を実施せず、未調査物件が約175万棟にのぼることが総務省の調査で分かった。総務省のサンプル調査で、16.7%の7施設で吹き付けたアスベストが露出したまま放置されているのが確認され、政府のアスベスト対策のずさんさが改めて浮き彫りになった。総務省は週明けにも、国交省に対し改善勧告を行う。
- 12/7 高松市など全国3カ所でアスベストを用いた水道管を製造していた旧日本エタニットパイプの元従業員のうち、石綿健康被害で労災認定などを受けた人が少なくとも108人に上ることが分かった。民間企業としてはニチアスの307人(子会社含む)、クボタの147人に次ぐ規模。経営を引き継いだ「リゾートソリューション」が損害賠償訴訟に対応するため調査し、元従業員で原告となった人ら28人を除く80人が、労災認定と石綿救済新法による救済認定を受けていたことが判明した。全員、同社による上乗せ補償を受けている。
- 12/16 甲府市が進める甲府駅北口整理事業地内の「ビジネスホテルニシコー北口」の建物解体工事で、解体業者がアスベスト飛散防止対策を行わないで工事し、市の要請で工事を中断していたことが分かった。甲府駅周辺土地区画整理課がアスベストの情報を把握していたにもかかわらず、建築指導課に伝わっていなかったことも判明。
- 12/18 アスベストの除去工事で粉塵対策が不十分 だったため、気管支炎を併発する石綿肺にかかっ たとして、熱絶縁工事会社「明星工業」の下請け

会社元従業員の男性ら2人が、同社を相手取り、計約4000万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。男性らは昭和61年から平成16年にかけ、主にJR西日本の電車の壁面に使用された断熱保温用アスベストの除去作業を担当。同社は平成2年まで防塵マスクを支給しなかった。マスクが一部導入された後もマスクの使用が現場で徹底されず大量の粉塵を吸引。日常的に呼吸困難が起こるなどの苦痛が続いている。

- 12/20 宝塚市と淡路島の自治体の水道関連職員 2 人が悪性中皮腫で亡くなったとして、家族が公務 災害認定を申請したことが分かった。 1人は現場 での修繕作業で水道管を切断するなどし、もう 1 人は吹付け石綿のあるポンプ室で勤務した。
- 12/21 東京都大田区は88年までアスベストを製造した「ミヤデラ大森工場」の周辺に居住した住民8人が、中皮腫や胸膜肥厚斑などを発症している疑いがあると発表、被害者は50-80代で、中皮腫の70代男性は10月に死亡。内訳は中皮腫1人▽胸膜プラーク5人▽石綿胸水2人。区は今後、大気中の石綿濃度調査や08年2月より住民の健康調査を実施する。

宮城県環境対策課は塩釜市内の4人の患者や遺族が塩釜保健所に提出していた石綿新法の医療費などの給付金の申請書類を、担当者が放置し手続きが最大で1年5カ月遅れていたと発表した。その間、4人中2人の患者が死亡した。

12/26 アスベストによる健康被害は潜伏期間が長いため、定年退職者にも団体交渉権を認めるべきだとして、労働組合「ひょうごユニオン」が、県労働委員会の判断の取り消しを求める裁判を近く神戸地裁に起こす。

東京都大田区で住民8人がアスベスト被害に遭い、1人が死亡した問題で、区が区内3カ所で大気中の石綿濃度を調査したところ、石綿は検出されなかった。区は26日に開く住民説明会で、この結果と今後の健康診断について説明する。予約は来年1月15日から。

- 12/27 阪急電鉄は今年5月に中皮腫で亡くなった 尼崎市の元社員の男性が、アスベストによる労災 認定を受けたと発表。同電鉄社員、OBのアスベスト関連労災認定は初。また子会社の鉄道車両製造メーカーの元社員の男性2人が中皮腫で死亡し、昨年労災認定されていたことも発表。
- 12/29 3年前のスマトラ沖地震の大津波で被害が出たインドネシア・アチェ州で、復興住宅が完成したにもかかわらず、復興住宅にアスベストが使われているという理由から、仮設住宅からの引っ越しを拒否する例が続出、住民らは不安を募らせ、新しい住宅を破壊する騒ぎに発展している。
- 12/30 四国電力西条火力発電所の元従業員らのアスベストによる健康被害問題で、四電と子会社の四電エンジニアリングが、元従業員に対して500万円の見舞金を支払う社内規定を設けた。四電側は発電所の石綿と健康被害との因果関係は認めていない。

### 韓国からのニュース

## ■韓国で初めて、石綿被害労働者に損害賠償の判決

韓国で初めて石綿に暴露して亡くなった 労働者に、会社が損害賠償せよという判決 が出された。会社の安全配慮義務違反の責 任を裁判所が認めたものである。これに よって類似の訴訟が続いて起こされるもの と予想される。

4日、大邱(テグ)地方法院民事部は、2年余り石綿製造会社で働き、中皮腫に罹って亡くなったウォン・某(死亡当時46才・女)氏の遺族が、釜山(プサン)にある石綿反物製造業者のJ社を相手に出した損害賠償請求訴訟で、「被告は原告に1億3千万ウォン余(訳注:約9200万円)を賠償せよ」と原告一部勝訴の判決を出した。

判決文は「会社は石綿関連専門業者として石綿の危険性をよく知っていたにもかかわらず、労働者を石綿から保護する保護服と保護マスク、手袋などをキチンと支給せず、石綿の粉塵を完全に換気できる施設も設置しなかった点が認められる」とした。また「石綿の危険性に対する安全教育を実施しないなど、従業員の安全配慮義務に違反した誤りが一部認められる」とも付け加えた。しかし「石綿被害に適切に対処しなかった勤労者側の過失も全体の10%の範囲内で認められる」とした。

遺族らは、ウォン氏が76年2月から2年間、石綿を原料として石綿反物を作るJ社の紡績部で働いて退職した後、2004年7月に三星ソウル病院で石綿露出による中皮腫という診断を受けて闘病していたが、2006年10月に死亡すると会社を相手に訴訟を提起していた。2007年12月05日 毎日労働ニュース

#### ■韓国タイヤ労災隠蔽で司法処理

9日、大田(テジョン)地方労働庁は「韓国タイヤが2005年から3年間、大田の錦山(クムサン)工場・中央研究所で発生した労災事故160件を、関係機関に報告していないことが確認された」と明らかにした。以前に大統合民主新党の真相調査団が把握した労災事故23件を合わせると、全部で183件の産業災害発生報告が脱落したものと最終的に集計された。

大田地方労働庁は産業災害の報告義務を 守らなかった183件について、行政・司法 措置を取る方針。大田地方労働庁は錦山工 場・中央研究所で1394件の産業安全保健 法違反事項を摘発し、このうち554件 (39.7%)に対して司法処置を取り、273件 (19.6%)に対しては過怠金を賦課した。韓 国タイヤはこの以前にも、9月に労使の自 主点検によって499件の違反事項を報告し て是正措置をとると明らかにしていた。し かし今回の特別勤労監督の結果の半分にも 満たないことが明らかになって、『形式的 な調査』だったとの非難は避けられない。 一方、韓国タイヤ側は「軽微な病気は本 人の同意を得て治療費を支給するなどのや り方で、自主的に処理してきたのは事実」 とし、「今回摘発された労災未報告の件に ついて、行政官庁の処分に従う」と話した。

## ■三星半導体の白血病発病、8人に増加/三星白血病対策委、「三星側の言葉、信じられない」労働部に疫学調査を要求

2007年12月10日 毎日労働ニュース

4月に月刊「マル」は、『世界一流の三星 半導体で白血病で死んだ労働者たち』とい うテーマの報道で江原(カンウォン)道の 高校を卒業し、京畿(キョンギ)道の器興 (キフン)にある三星半導体水原(スウォン)工場で働いていて白血病で死亡したファン・ユミ氏の労災隠蔽疑惑について報道した。その後、水原地方の日刊紙がこの事件についての深層報道を始め、産業安全公団がファン・ユミ氏が働いていた作業現場に対する疫学調査を実施するなど、事件の真相を明らかにするための後続活動が活発に行われてきた。

ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏 は娘の死について、白血病の発病原因を工 場内で発生する有害物質だろうと推測し、 加えて三星側がファン・サンギ氏に、治療 費などの補償について曖昧な態度を繰り返 したため、『隠蔽』の主張に確信を深めた。 11月21日、ファン・ユミ氏が生前に通った 三星半導体水原工場の前では『三星集団白 血病真相究明と労働基本権確保のための対 策委員会(以下、三星白血病対策委)』が発 足式を行って「労災隠蔽の真実を明らかに する」とし、今後大々的な調査活動と情報 提供者運動を予告した。それからわずか 一ヶ月で、三星白血病対策委は三星半導体 の工場で働いて白血病に罹った2人の労働 者から追加の情報提供を確保した。

## ■労働部、三星半導体集団白血病の原因糾明に大々的な疫学調査を実施せよ

三星白血病対策委は26日、政府庁舎の前で「労働部は三星半導体集団白血病の真相究明のために徹底した疫学調査を実施しなければならない」という内容を骨子とした記者会見を行った。この日の記者会見には対策委発足以後初めてハン・サンヨル韓国進歩連帯共同代表が参加し、進歩的な民衆陣営が合流する可能性についての期待が高まった。韓国進歩連帯はこの間三星に対して批判的な立場を堅持し、『無労組経営』の中止と『三星秘密資金』の真相糾明を強く

求めてきた団体である。ハン・サンヨル代表は「一日も早く疫学調査を行い、徹底して明らかにしなければならない」、「ファン・ユミ、イ・スギョン氏の死を無駄にしてはならない」と、労働部に大々的な疫学調査を求めた。

コユ・ジョンオク韓国労働安全保健研究 所々長は「三星は白血病患者が6人しかい ないと言ったが、対策委の活動開始からわ ずか1ヶ月で2人の白血病患者がいること を知ることになった。三星の話を信じるこ とができるだろうか」と、三星側の労災隠 蔽の可能性を示唆した。

民主労総京畿本部のイ・サンム本部長は「私たちが三星共和国だと呼ぶ理由は、彼らが実際に大韓民国を支配しているから」と話し、「憲法が保障する労働三権を認めないハッキリ言わなくとも、実際行動に移している」と主張した。

ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏 も糾弾発言の中で、「(三星の)イ・ゴンヒ会 長は無労組経営を中止し、三星で働く労働 者が安全に仕事が出来るように措置するべ きだ。悔しい思いの中で死んでいった娘た ちに対して補償し、謝罪しなければならな い」と非難した。

彼らは記者会見文で、労働部に対する4項目の要求事項を公表し、早急な履行を求めた。労働部に要求した事項は、△三星電子半導体の全工場に対する大々的な疫学調査と、退職者と離職者、協力会社員、非正規職など、全社員について調査すること△疫学調査の過程に遺族が推薦する専門家の参加を保障すること△病気の原因が明らかにならなくても、労働災害と認定して補償すること△労働者の健康実態を調査し、その原因である作業環境を改善することなどである。2007年12月26日 民衆の声

(翻訳 中村猛)



## 胸膜プラークも補償対象 に!

患者と家族の会規約改正

東京

12月9日(日)に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会臨時総会が開催された。

今回の臨時総会は、斉藤 文利前会長の逝去による後 任会長の選出を目的とし、 さらに現在問題になってい る胸膜プラーク等のアスベ スト疾患患者を含む対象会 員の拡大にあった。

会長の後任には、関西支 部世話人の中村實寛さんが 任命された。

そして会の規約改正を行い、「この会は、日本全国のアスベスト疾患(中皮腫、肺がん、石綿肺、石綿 胸膜炎・良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚など)の患者及び家族を正会員とし、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を名称とする」と改めて、被害者の現状に合わせて正会員の拡大

を行った。患者と家族の会が発足した当初は考えられなかったくらいにアスベストの被害が拡がり、それに伴って胸膜プラーク所見者も増えてきた。胸膜プラー

クは疾病ではない、といわれてきたこともあり正会員の規定から除外して考えてきたが、その方達の多くはそれぞれに症状を訴えている。そして何より「アスベストに曝露」して発症の危険に怯えている、ということは薬害問題で言われる「キャリア」なのだ。

ここに「全てのアスベスト被害者に公正、公平な補償」を目標として、新たな 患者と家族の会が誕生した。

## わずかに足りない!?時間外 労働時間

小学校教頭の脳出血に公務外、審査請求へ

大 阪

長時間勤務を余儀なくされた小学校教頭Aさんの脳出血の公務上災害認定を求めて、遺族である妻がこの12月、地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会に審査請求を行った。

大阪市立小学校の教頭であったAさんは、平成15年9月、2学期が始まって約一週間後、職員会議が終わった夕方、脳出血を発

症、3日後に死亡した。

Aさんの勤務実態は、小学校教頭として早朝から深夜まで、管理的な職務や教務、庶務など学校運営に関わる様々な職務をこなすというものであった。直前に特別の変わった異常事態があったわけではないが、朝7時半には出勤し開錠し、退勤は概ね午後9時より前になることはなかった。

脳・心臓疾患の公務災害認定基準で疲労の蓄積が認められる過重負荷の評価期間となる直前1か月をみると、児童にとっては夏休の期間が大半を占めることになるが、Aさんは教頭として学校に出勤していた。夏休以前に遡ると、その勤務時間は週40時間を超える時間を超える月が出てくるのが実態だった。

しかし大阪府基金は、時 間外労働時間を算定し、直 前の1か月が62時間半、 2か月前の1か月が94時 間、3か月前の1か月が1 03時間、4か月前の1か 月ガ74時間程度と算出 し、認定基準にいう過重負 荷に該当する長時間勤務で あるとまでいえないとし、 公務外の判断をしたのだっ た。地方公務員災害補償法 による認定基準では発症直 前の1か月に週当たり25 時間を超える時間外労働が あったとき、または発症直 前から2~6か月で週20 時間を超える時間外労働が あったときに過重負荷が あったとする考え方を取っ ている(労災保険の場合は 月に100時間超及び80時間超)。

 ば公務外とするというのが 認定基準だが、基金支部の 弁明書の記述は「概ね午後 11時までには退勤しており、公務により著しく睡眠 時間が阻害されていた状況 にあったとは認められない」などと無理のあるもの となってしまっている。

遺族である妻のAさんは、所属する大阪市教職員組合の支援も得て、亡くなったA教頭の勤務時間をもう一度精査し、審査会で小学校教頭という職務の過重さを証明し、公務上決定を取るべく取り組みを進めている。

## 労保審査会が労働者性で 取消裁決

トラック持込運転手の日当22000円は 労働者性を否定しない 中央

自己所有の2トンダンプトラックを持ち込み、建設廃棄物などを運んで生計を立てていたKさんの死亡について、事故から6年近く経過した昨年末、労働保険審査会は「会社の労働者としての業務遂行中」であったと裁決した。

大阪市此花区在住のKさんは、平成14年3月、大東市の下水道工事現場で1人でバックホーを運転、廃土を積み込む作業中に誤って下敷きになり死亡した。遺族の妻は、労災保険の遺族補償年金等を請求したが、所轄の北大阪労働基準

監督署は平成15年1月、 「労働者」ではなく「事業 者しであるとして不支給決 定を行っていた。

理由は、「K組上という 商号を使用し請負契約に基 づき費用を請求しているこ と、1日当たりの単価は2 2000円と同種労働者の 賃金水準から見て高額であ ること、自己所有のダンプ は250万円と高額で維持 費を自己負担していたこ と、ほとんどの仕事を請け ていたM建設は他社の仕事 をすることを制限していな かったこと等であった。そ の後、審査請求は同年10 月に棄却され、安全セン ターに相談、再審査請求を 行っていたもの。

裁決では、業務の指示等 に対する諾否の自由は実質 的に制限されていたこと、 具体的な作業の指揮命令が あったこと、残業手当に相 当するものがあったこと、 報酬の額が会社の労働者よ り著しく高額であったとは いえないこと等から総合的 にみて労基法上の労働者と 認められるとした。

実際とさんは、義理の兄 から中古のダンプトラック

を格安で譲り受け、それを 唯一の資源として廃土の運 搬という仕事により生計を 立て、M建設の仕事がない ときには、なんとか他の建 設会社からの仕事を受ける ことにより間をつないでい たというのが実態であっ た。M建設の現場でダンプ の仕事がなければ一般の土 木作業にも従事することが あり、慰安旅行があれば、 出席が当然と考えていた。 ダンプの維持費は自分もち で22000円の報酬が、 労働者性を否定するほどの

高額であるなどと言われて は全く納得できないので あった。

労災保険の判断基準と なっている昭和60年の労 基法研究会報告は、Kさん のような傭車運転手の事例 をあげて解説しているが、 明快な判定基準とまではい えない。建設関係の労働者 性判断については、その 後、相当数の事例が積み重 ねられていることから、さ らに明快なものに改善する 時期に来ているといえる。

## 制度を知らずに時効

労災に消極的な派遣会社の弊害

ペルー人女性労働者のB さんは2年以上前の仕事中 の転倒事故以来、右膝が悪 く、今も仕事があまり出来 ないと相談に訪れた。事故 当時、堺市の派遣会社 「ウィング」を通じて工場 で働いていたが、労災保険 についてはよく分からず、 休業補償などがもらえるこ とを知らなかったと言う。 本人から詳しく話を聞こう としたが、2年以上前のこ とで記憶もあいまい、休業 期間もはっきりしない。し かし、休業補償は時効にか かっているので、すぐに労 災の請求書を作って管轄の 堺労働基準監督署に駆け込 んだ。とりあえず、請求受 理にしてもらったうえで、 請求書を完成させた。最初 にかかった病院での休業は 完全に時効になっていたの で、転院した病院の医師に 休業期間の証明をお願いし たが、通院期間 7 7 8 日、 医師も今となってはその間 すべてが就労できない状態 だったかどうかはわからな いと言いつつも、なんとか 仕事を始めるまでの 4 7 6 日について証明を書いてく れた。

778日の期間を埋める ため、まずは本人からでき る限りのことを思い出して もらって申立書にまとめ た。Bさんは事故で仕事を 休みはじめてから2ヵ月 後、妊娠し、流産を避ける ために安静が必要な状態と なり、右膝はよくなってい なかったが通院することが 出来なかった。翌年に女児 を出産し、その3ヵ月後に 別の仕事に就いてから、右 膝の状態が悪化し、再度病 院の外来を受診した。しか し、経済的に不安定で、通 院を控えたりしたため再び 通院が途切れたが、ここ半 年ほどは、月に1回ほど通 院していた。

監督署の担当者は、通院 状況をレセプトから確認し た後、その間の経過を詳し く知るために、本人の聴取 を行なった。本人のあいま いな記憶をレセプトの記録 で埋め、反対に通院してい ない期間については、本人 に事情を確認する形で、な んとか療養の状況を把握し た。

結果、時効にかかった 2ヶ月はムリだったが、そ の後の約40日の休業補償 と、請求した日までの療養 費が認められた。

労災となったので、今後 受けるかもしれない膝の手 術費用も後遺障害も労災補 償の対象となる。今も長時 間の立ち作業が出来ないた めに、なかなか仕事がない Bさんの少しは助けになる だろう。

しかし、最初の2ヶ月が 時効になってしまったのは 本当に残念である。それに ついては、Bさんは労災保 険制度について知らなかっ たのに、と納得しがたいよ うだ。また、制度を知って いながら、手続きしてくれ なかった派遣会社はひどい と思うと監督署でも訴え た。「ウィング」の労働者 の労災の相談を受けたの は、センターとしてもこの 10年あまりの間に何度目 かである。外部の人間が労 災手続きを取ってほしいと 言うとやるのだが、労災を 使うことにどうも消極的で あるようだ。そのために、 Bさんのような不利益をこ うむる人が出るのは本当に 許しがたい。

## 安全センター情間

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究な ど各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、 他では得られない情報を満載しています。

> ●1 部:800 円 ●購読会費:1部年額10,000円 ●申し込み:全国安全センターTel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail:joshrc@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/joshrc/

#### 2007年11-12月号のおわびと訂正

11-12月合併号の記事「石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果について」の中に間違いがありましたので、おわびしますと共に、以下のように訂正いたします。

#### ①3頁の表1、表2を次の表と差し替え

表 1 「処理経過簿」制度別、疾患別の概括

制度	疾病	業務上	疾病	業務外	認定率(_	上/(上+外))
労災保険法	肺がん	1015	肺がん	330		75.5%
	中皮腫	1509	中皮腫	186	89.0%	
	その他	72	その他	54	57.19	
	小計	2596	小計	570	82.0%	
石綿新法	肺がん	272	肺がん	293	48.1%	
	中皮腫	569	中皮腫	63	90.0%	
	石綿肺	41	石綿肺、その 他、対象疾病外	107	27.7%	
	小計	882	小計	463	65.6%	
						総計
合計		3478		1033	4511	77.1%

#### 表 2 「処理経過簿」認定事案の性別、疾患別の概括

事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他
全業種 (建設除く)	2047	1934	113	764	1201	82
	100%	94.5%	5.5%	37.3%	58.7%	4.0%
建設業のみ	1418	1397	21	515	872	31
	100%	98.5%	1.5%	36.3%	61.5%	2.2%
業種不明	13	13	0	8	5	0
総計	3478	3344	134	1287	2078	113
मन्छ हा।	100%	96.1%	3.9%	37.0%	59.7%	3.2%

※その他は石綿肺など

#### ②9頁左段下から11行目からの一段落を次と差し替え

(c)は「その労基署管内で新たに労災認定事案のあった事業場数の最低限の推定値」とみなせる。ただし、今回の処理経過簿の認定件数が特定の業種に集中していて((a)が少なくなる)、かつ、2005年の開示事業場数(b)が多かった労基署の場合は、結果的に(c)がマイナスになることがあり、その場合は(c)をゼロとみなす。たとえば、2005年公表時に造船関係に集中する形で11事業場が公表された横須賀労基署などがこれに該当する。

## 12月の新聞記事から

- 12/1 大阪市福島区の超高層マンション「ザ・タワー・オーサカ」建設現場で起きた労働災害を隠したとして、大阪地検が竹中工務店の作業所長と下請け建設会社「エアーテック」社長、法人としてのエアー社を労働安全衛生法違反で略式起訴していた。3 月生コンクリートを流し込むホースが落下しエアー社の男性作業員が重傷を負ったが作業所長の指示で、エアー社社長は別の解体工事現場で労災が起きたと虚偽を記載した「労働者死傷病報告」を労基署に提出した疑い。
- 12/4 クボタが、恩加島工場で昨年6月に起きた 労災を報告しなかったとして、大阪西労働基準監 督署から労働安全衛生法違反で是正勧告を受けて いたことがわかった。負傷したのは請負会社の男 性従業員、同労基署は、事故当時の労働実態は「偽 装請負」で事実上の労働者派遣にあたり、クボタ にも派遣先としての報告義務があると判断した。
- 12/5 京都府木津川市の「ガーデンモール木津南」の新築工事現場で10月、作業員が土砂の下敷きになって死亡した事故で、京都南労基署は労働安全衛生法違反の疑いで、元請の大阪市の配管工事会社「SSP」と現場監督を書類送検した。
- 12/6 新潟市北区の三菱ガス化学新潟工場の天然 ガス井戸敷地にあるステンレス製貯水タンクが爆 発。タンク上で溶接作業をしていた新潟ボンド工 業社員が10 M飛ばされ死亡した。
- 12/7 滋賀県高島市の下水道工事現場で孫請け土 建業員がマンホール管を設置するために掘削した 穴の壁面から崩れた土砂に埋まり窒息死した。
- 兵庫県姫路市立動物園のオランウータン舎で、雄のオランウータン1頭が暴れ、清掃作業中の飼育員4人が軽傷を負った。
- 12/9 静岡市葵区流通センターの西の遊水池に、 オールニッポンヘリコプター所属のNHK取材用 ヘリが墜落し、乗員2人のうち機長が死亡、整備 士は重傷。
- 12/10 熊本市の市中部浄化センターで汚泥槽で、 汚泥に空気を送る配管を切断中、バーナーの火が ガスに引火し爆発、職員3人がやけどを負った。

九州、山口の炭鉱で働き、じん肺になった 患者14人(うち8人死亡)らが日鉄鉱業に損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の控訴 審第1回口頭弁論が福岡高裁であり、原告側が意 見陳述して結審した。判決は来年3月13日の予定。

12/13 山梨県富士吉田市の富士急ハイランドの ジェットコースター「ええじゃないか」のレール 上で、車両の点検作業をしていた同社技術部整備 センターの社員が車輪とレールに挟まれ重体。

鹿児島県南九州市の南薩縦貫道・軸屋ト ンネルの工事現場で、会社員が重機をバックさせ たところ、後方にいた別の会社員をはね、死亡。

- 12/14 トヨタ自動車の堤工場の元従業員が急死したのは過労死だったと認め、遺族補償年金などを不支給とした豊田労働基準監督署の処分を取り消した11月30日の名古屋地裁判決について、国は控訴の断念を決め、判決が確定した。これを受けて、豊田労基署は遺族補償年金などの支給手続きに入るが、サービス残業代の算定が焦点になる。
- 12/18 島根県鹿島町の島根原発1号機で、定期点 検中の作業員5人が、配管の洗浄用の化学薬品を かぶり、救急車で病院に運ばれたがいずれも軽 傷。負傷者に放射能汚染はないという。

- 12/19 竹中工務店は、愛知県刈谷市のトヨタ車体新工場建設現場で05年10月に2次下請けの塗装会社男性作業員が左足骨折で入院する労災事故があったのに、労働基準監督署に届けていなかったと発表。トヨタ車体には病院の診断書を「打撲、治療不要」と改ざんしていた。刈谷労基署は労働安全衛生法違反の疑いで調べている。
- 12/20 鹿児島県南九州市の仏壇製造販売「三村松」の鹿児島第6工場から出火、工場を全焼した。 作業員2人が一酸化炭素中毒で死亡したほか、2人が重軽傷を負った。
- 12/21 茨城県神栖市の三菱化学鹿島事業所の「第2エチレンプラント分解炉」で火災が発生し、作業をしていた断熱施工会社「加藤商工」2人と工場メンテナンス会社「新興プランテック」の2人が行方不明。
- 12/24 岡山県真庭市宮地の石灰総合メーカー「中山石灰工業」の本社工場で、炉の耐火れんがの張り替え工事中に耐火れんがが崩落し、入江工業の従業員男性1人が死亡、3人が重軽傷を負った。
- 12/25 西東京市の市立小学校に勤務していた女性 教諭がうつ病で休職後、自殺をはかり、12 月に死 亡したのは公務災害だとして、両親が来年1月ま でに公務災害認定を申請する。両親は「過重な公 務とストレスでうつ病になった」と主張。

京都市立中学の教員が、月に160 時間を超える残業による過労で99 年7 月に脳内出血を発症したのに、地方公務員災害補償基金京都府支部長が公務外としたのは不当だとして、処分の取り消しを求める訴えを京都地裁に起こした。

12/26 神奈川県の鶴見労働基準監督署は、川崎市のタンクローリー運転手の男性がうつ病になったのは、長時間の残業による過労が原因だとして労災認定した。男性の残業は月に200-300時間になることもあったという。

鹿児島県内之浦町共催のバレーボール大会に出ていた同町職員の急死が病死か公務上災害かが争われた訴訟の差し戻し控訴審の判決が福岡高裁であり、裁判長は「大会への参加で、心臓に過重な負担がかかったのが原因で突然死したと考えられる」と地方公務員災害補償基金鹿児島県支部の公務外決定を取り消した1審鹿児島地裁判決を支持、基金側の控訴を棄却した。

- 12/26 福岡労働局は久留米市の久留米労働基準監督署で、労災保険特別加入の申込書と健康診断証明書1人分を紛失したと発表した。
- 12/27 三重県四日市市の松下電工四日市工場内の レジンプラント 3 階の釜で爆発があり、従業員の 男性が顔面にやけどを負った。男性は気道熱傷の 疑いもあり、病院で治療を受けている。

東京電力は、定期検査中の福島第 1 原発 6 号機の原子炉建屋内で、検査に使用した機材の片づけ作業にあたった協力企業の作業員 1 人が放射性物質の付着した作業服で顔の汗をふいたため、微量の放射性物質を体内に取り込んだと発表。

12/28 時事通信社の政治部記者が97年6月に死亡したのは過労のためだとして、父が国を相手に労災認定を求め東京地裁に提訴した。記者は糖尿病の急激な悪化で死亡したが、遺族側は「発症や悪化は過労によるもの」と主張している。直前6カ月の時間外労働は月平均134時間に上り、ペルー大使公邸人質事件取材など激務が続いていた。